市川市下水道条例の一部改正について

市川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年11月30日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市下水道条例の一部を改正する条例

市川市下水道条例(昭和47年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本市公共下水道の設置及び管理」を「、公共下水道及び都市下水路の設置、管理及び構造」に改める。

第2条中「公共下水道」の次に「及び都市下水路」を加える。

第3条の見出しを「(定義)」に改め、同条中「次の」を「、次の」に改め、「それぞれ」を削り、同条第1号中「附随する」を「付随する」に改め、同条第2号中「暗渠」を「暗渠」に改め、同条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 都市下水路 下水を排除するために本市が管理している下水道(公共下水道を除く。)で、その規模が下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「政令」という。)第1条で定める規模以上のものであり、かつ、本市が法第27条の規定により指定したものをいう。

第6条中「行なおう」を「行おう」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中 「個所」を「箇所」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の

断面積は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる 内径及び同表の右欄に掲げる勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあ るものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除 すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル 以上とすることができる。

排水人口(単位 人)	排水管の内径(単 位 ミリメートル)	勾 配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

第6条に次の1号を加える。

(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径及び同表の右欄に掲げる勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積(単位 平方メ	排水管の内径 (単	勾 配
ートル)	位 ミリメートル)	A) IL
200未満	100以上	100分の2以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1以上

第7条の見出し中「排水設備新設等」を「排水施設の新設等」に改め、同条中「排水施設」の次に「(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置

について許可を受けるべき排水施設を除く。第9条第1項において同じ。)」を加え、「行なおう」を「行おう」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「講ぜられる」を「講じられる」に改める。

第8条の3の見出し中「第12条の10第1項」を「第12条の11第1項」 に改め、同条第1号中「下水道法施行令(昭和34年政令第147号)」を「政 令」に改める。

第9条第1項中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第2項ただし書中「お よぼす」を「及ぼす」に改める。

第10条第1項中「行なうことはできない」を「、行ってはならない」に改める。

第11条の2第1項中「行なおう」を「行おう」に、「同様」を「、同様」に 改め、同条第2項中「行なった場合に」を「行った場合について」に改める。

第15条第5項中「土木建築等」を「、土木建築等」に、「行なう」を「に行 う」に改める。

第20条の次に次の8条を加える。

(公共下水道の構造の基準)

第20条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第20条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

- 第20条の3 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第20条 の5において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
 - (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるお それのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は

柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講 じられていること。

- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス 鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられ ていること。

(排水施設の構造の基準)

- 第20条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
 - (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
 - (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激 に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和 する措置が講じられていること。
 - (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所との他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。
 - (5) ます又はマンホールには、蓋 (汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の基準)

- 第20条の5 第20条の3に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
 - (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の

保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。 (適用除外)

- 第20条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。
 - (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道 (終末処理場の維持管理)
- 第20条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に 定めるところにより行うものとする。
 - (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を 生じないようにエアレーションを調節すること。
 - (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
 - (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
 - (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
 - (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、 排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生 じないよう規則で定める措置を講ずること。

(都市下水路の構造の基準)

第20条の8 第20条の3、第20条の4及び第20条の6の規定は、法第 28条第2項に規定する都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第20条の9 法第28条第2項に規定する都市下水路の維持管理の基準は、 しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障が ない部分については、この限りでない。

第22条第1項中「前条」を「、前条」に、「又は」を「、又は」に改め、同 条第2項中「附随して行なう」を「付随して行う」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(都市下水路への準用)

第24条の2 第21条から前条までの規定は、都市下水路について準用する。 この場合において、第21条及び第22条第1項中「法第24条第1項」と あるのは「法第29条第1項」と、第23条第1項ただし書中「第21条」 とあるのは「第24条の2において準用する第21条」と、前条中「前条第 1項」とあるのは「次条において準用する前条第1項」と読み替えるものと する。

第26条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号及び第3号中「行なった」を「行った」に改め、同条第8号中「怠たり」を「怠り、」に、「記載」を「記載が」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第6条、第7条、第8条の3、第9条、第10条第1項、第11条の2、第15条第5項及び第22条の改正規定、第24条の次に1条を加える改正規定並びに第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に下水道法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第435号)附則第2条の規定の適用を受ける公共下水道又は都市下水路であって、この条例の施行後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道又は都市下水路に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。以下同じ。)の工事に着手したものについては、改正後の市川市下水道条例の規定を適用する。
- 3 この条例の施行の際現に下水道法施行令の一部を改正する政令(平成17

年政令第327号)附則第2条の適用を受ける公共下水道又は都市下水路であって、この条例の施行後に改築の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、改正後の市川市下水道条例の規定を適用する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)における下水道法の改正により、公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理の基準並びに都市下水路の構造及び維持管理の基準を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。